

第四十回国 参議院 大蔵委員会 會議録第七号

昭和三十七年二月十五日(木曜日) 午前十時三十一分開会

出席者は左の通り。

理事

- 上林 忠次君
佐野 廣君
永末 英一君
市川 房枝君

委員

- 大谷 實雄君
木暮武太夫君
高橋 徹君
西川甚五郎君
林屋亀次郎君
堀 末治君
前田 久吉君
木村禮八郎君
原島 宏治君
須藤 五郎君

政府委員

- 大蔵政務次官 堀本 宜実君
大蔵省銀行局長 大月 高君

事務局側

- 常任委員会専門員 坂入長太郎君
参考人

- 東京銀行頭取 堀江 薫雄君
三井物産株式会社 社取締役社長 水上 達三君
全国銀行協会 連合会会長 柳 満珠雄君

本日の會議に付した案件
○外国為替銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔理事上林忠次君委員長に着く〕
○理事(上林忠次君) たいまから委員会を開きます。

本日は、棚橋委員長が都合により欠席いたしますので、私が委員長の職務を行なうことにいたします。

まず、委員会を代表して、私から参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用中のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

これより、外国為替銀行法の一部を改正する法律案を議題とし、同法律案について、順次、参考人の方々に御意見を述べたいと存じます。

柳参考人は後刻御出席になる予定でございますので、さっそく水上参考人から始めていただくことにいたします。

どうぞよろしくお願いたします。水上参考人。

○参考人(水上達三君) 私、水上達三でございます。私は、貿易を担当しておりますので、日本の貿易を今後推進していくために必要だという見地から、外国為替銀行法の一部を改正する法律案につきまして、若干の意見を申し上げたいと思っております。

戦後の日本の銀行の制度は、総司令部の指導で、戦前の日本特有の特殊銀行制度を全廃いたしました。普通銀行

一本にしてしまつたわけでありまして、その後、わが国の経済の必要性に即しまして、ある程度特殊銀行の復活を見たわけでございます。たとえば日本開発銀行、日本輸出入銀行、長期信用銀行法の日本長期信用銀行、日本興業銀行、それから本日ここに関係のある外国為替銀行法が昭和二十九年四月に制定されたわけでありまして、二十九年ごろの日本の貿易の中で、輸出だけ考えてみますと、まあ十数億ドルくらいの輸出しかなかった。現在それが、ことしはまあ四十七億ドルできるかできないかという議論をしております。非常に貿易の量はふえてきておる。したがって、その金額が非常にふえてきた。そういうふうなことになっておりますが、私も貿易業界の使命は、言うまでもなく貿易の振興であるわけでありまして、それは貿易商社だけの力ではあるまいか、それは、ほかの船会社とか保険会社とか、そういう関連企業との協力ということ、はもちろんでありますけれども、最も重要なのは、やはり貿易の決済を担当する為替銀行が強力であるということ、が一番必要なわけでありまして、それが、単に銀行のほうから見まして、一東京銀行ということだけではなく、わが国の為替取り扱ひ銀行の強化ということが一番私どもとしては望まれるわけでありまして、その専門銀行としての東京銀行の強化ということが、その中でも、しかし最も先決であり、かつ、焦眉の急であるということ、ことに最近

の輸出促進を叫ばれる現状からいたして、特に痛感するわけであります。為替銀行の強化というのは、まあ組織の拡充とか、店舗の増強とか、いろいろあるわけですが、一番必要なのは、やはり資金の充実、資金を充実していただくということになるわけであります。

この間、実は為替、国際金融のオーソリティといわれておりますトリフィン教授が日本に來たとき、私もその会合で教授に指摘したのであります。戦後世界的に貿易が長期化してきて、御承知のように、長いになりますと十数年になるものがあるわけであります。これは特例といつても、だんだん特例でなくなりつつある傾向にありまして、そういうふうな傾向でございますので、この長期化に対する為替方面の対策というものが非常に必要になってきています。非常に必要が、なかなかそれを今調達する方法がないわけであります。そこで、そういう長いものを一挙にどうということもなかなかむずかしいのであります。銀行の資金も、自然取引の長期化ということに対処することが非常に必要ではないかということを感じております。現在輸出振興が私どもに課せられた大きな任務であるわけでありまして、現在のわが国の輸出金融制度では、この期待に必ずしも沿っていないという感じを強くするわけであります。

輸出金融制度、輸入金融制度というふうなものがあるわけですが、これはまあここでは長くなりますから省略いたしますけれども、その中で為替専門銀行としての東京銀行が貿易金融として円を必要とする取引というものにとんなものがあるかということだけちょっと拾つてみますと、まず担保適格輸出貿易八五%の残り一五%分、それから輸出入銀行との共同融資、これは輸銀が現在では八割、市中銀行が二割ということになっております。それから、たとえばカン詰の金融のように、いずれは輸出金融になるのであります。まあ生産仕込み資金といつても、生産資金として出す、そういったもの。それから、貿易金融には原則として輸出は円金融、輸入は外貨金融であるべきですが、輸入金融においては最近特に著しいのですが、外貨金融を過ぎた金融、いわゆる「はね返り」といわれております円金融になる、そういうふうなものが円を必要とする取引のおもなものではないかと思っております。

現在の為替専門銀行法制定当時、私はそれに関連しまして三点主張したことがあるのですが、約十年近く前になるのであります。外貨の厳格な国貨制度、今そうでありまして、そういう国貨制度を緩和して、これができるだけ早く民有に切りかえる。第二は、貿易金融分野の確立、すなわち貿易面における商社金融とメーカー金融を分ける。現在では商社負担の分が相当長過ぎる。ですから、商社が非常な金融機関の仕事をやらざるを得ないというふ

ふうなものがあるわけですが、これはまあここでは長くなりますから省略いたしますけれども、その中で為替専門銀行としての東京銀行が貿易金融として円を必要とする取引というものにとんなものがあるかということだけちょっと拾つてみますと、まず担保適格輸出貿易八五%の残り一五%分、それから輸出入銀行との共同融資、これは輸銀が現在では八割、市中銀行が二割ということになっております。それから、たとえばカン詰の金融のように、いずれは輸出金融になるのであります。まあ生産仕込み資金といつても、生産資金として出す、そういったもの。それから、貿易金融には原則として輸出は円金融、輸入は外貨金融であるべきですが、輸入金融においては最近特に著しいのですが、外貨金融を過ぎた金融、いわゆる「はね返り」といわれております円金融になる、そういうふうなものが円を必要とする取引のおもなものではないかと思っております。

うなことになっております。第三点
は、外貨金融と円金融の分離、という
ことは、為替専門銀行の外貨金融機能
の強化ということになるわけでござい
ます。そういうことを主張したことが
あるのですが、これらはその後何がし
か政府の施策によりましてそういう方
向に進んできてはおります。さてはお
りませうけれども、まだまだの感が深
い。

そこで、私は、今度東京銀行が所要
資金を安定的に、金融債を發行しまし
て、それによって資金調達の道を開く
ということはおよそ貿易をやつてお
るものとして、私個人としては、ま
ちろんのこと、貿易業界といたしま
しても全部賛意を表しておるところで
あります。まあ資金調達の方法とかな
んかにつきましては、これはすでに金
融制度調査会等で十分検討されてお
ることでございますので、私はまた専門
外でもございませう、この点には特
に触れませんが、とにかく中期的な資
金の確保ができて、それがまた十分
なるということであるならば、先ほど
申し上げました世界の貿易のすう勢に
も伴っていくということにもなりま
すし、日本の輸出が非常に必要である
段階において、特にこれが実現するこ
うなことは非常に有意義ではないか、
こういうふうな考案次第でありまし
て、この法案には全面的に賛成するわ
けであります。

輸出の目標というようなものにつき
まして、一体それじゃ日本は幾らぐら
い輸出をこれからしていけばいいの
か。際限のない希望を持ってこれは
仕方がないし、そうかといつてあまり
小さいことを望んでおりますという

と、国民生活程度は上がらないとい
うことになるわけでありますが、私は大
体、現在は、今年度の予算規模その他
いふような点から考えまして、三十七
年度の日本の輸出は、今のところで予想
する限りでは、大体いわゆるGNPの
一〇％から一〇・五％ぐらいじゃない
かと思ひます。西独とかあるいはイギ
リスといふところは、同じような計算
をいたしますといふと、大体一八％ぐ
らいの輸出をしております。フランス
あたりで一四％ぐらいになっておるか
と思ひますが、それで御承知の、今よ
く問題になっておりますE.E.C諸国、
あの六カ国などの生活の程度から見ま
すといふと、なおかなりの開きがあ
ります。日本が一八％ぐらいの輸出をし
たら、それならどのぐらいの輸出額に
なるだろうかといふ推算をしてみま
すといふと、おおよそ九十億ドルちよ
つとこえる程度ではないかと思ひます。
現状では四十七億ドルの輸出をするか
しないか、できるかできないかとい
うようなことがまあ議論されてい
う状態でありまして、約倍余りのもの
が、一挙に一八％ぐらいできればそ
ういふ計算になるということございま
す。私は、日本のこの国民の生活水
準を上げて、なお国際的に日本の立場
において協力するといふ使命を果たす
ためには、やはり西独、イギリスぐ
らいの、一八％ぐらいの輸出をしてい
くといふぐらいの目標を立てていくの
いいのじゃないか。

そのためには、現在の為替専門銀行
である東京銀行の資金状態は、ここに
頭取がおられますが、はなはだ貧弱な
資金を持ってやっております。たとえ
ば預金の三倍ぐらいの金融をしておら
れるのではないかと思ひますが、非常
に貧弱なわけでありまして、日本の全体
の五十億ドル余りの輸出をしていくに
しましても、まあ非常に貧弱。これは
東京銀行だけの問題じゃもちろんあり
ませんが、いやしくも為替専門銀行と
いう線を打ち出した以上は、それに対
しましてその所期の目的に沿うような
ことを何がしかやらないとかなければ
ならない。で、今回これをどういふよう
な輸出が非常に大事だといふことが国
民の世論にもなっているといふよう
なことに、こらういふふうにお取り上げ
なつたといふことは、たいへんけつこ
うなことだと思ひます。

簡単にありますが、私の考えの一端
を申し上げまして、御参考にお供し
たいと思ひます。
○理事(上林忠次君) それでは、堀江
さんに一応やつてもらひまして、また
まとめて質問したいと思ひますが、
それでは堀江さん、どうぞ。
○参考人(堀江雄雄君) 堀江雄雄で
ございます。外国為替銀行法一部改正
案の御説明にあたりまして、参考人と
して御説明申し上げる機会を賜わりま
したことを厚くお礼を申し上げます。
本改正法案の趣旨につきましては、す
でに政府当局から御説明があつたこと
と存じますので、若干重要な点もあ
るかと思ひますが、補足的な意味で、
為替専門銀行としての東京銀行の事情
及びその考え方ににつきまして、概略御
報告申し上げたいと思つて、御略御
御参考を御供していただ
けたいと思ひます。
戦後、特に近年におけるわが国経済
の成長は目ざましいものがありまし
て、その土台となる貿易の伸張もまた

著しいわけでありまして。たとえ、た
いま水さんからお話もありませんが、
昭和二十九年、それは為替専門銀行
が発足した年でありますが、二十九
年の日本の貿易量は、輸出が十五億
ドル、輸入が二十億ドル、計三十五億
ドルであつたのであります。それが昨
年三十六年におきましては、輸出が四
十億ドル、輸入が五十億ドル、計九十
億ドルで、つまりこの八カ年間に二倍
以上の伸張を見せているのでありま
す。二倍と申しまして、金額的に見
ますと五十五億ドル、これを円に引き
直しますと二兆円といふ大きな伸び
であります。そういうこと、この
傾向は今後も継続しそつとでありま
す。御承知のとおり、機械、原材料、
その他いづれの面を見ましても、わが
国の経済体質を強化していく、また雇
用と生活水準を引き上げていく、つま
り経済繁栄のための高度成長を続けて
いく上から、輸入の増大傾向は避けら
れないのであります。さらに、自由化
の措置がこれとも進行するわけで
あります。この自由化の過程で、わが国
の貿易構造、産業構造の改革とか、あ
るいは企業の近代化を進める必要があ
り、この面から輸入は増大して参り
ます。ただ、この間にも重要度に応じ
て輸入に選別の観念がないと、国際収
支の悪化を招くといふ多少矛盾した問
題を含んでおり、これを調整しなけれ
ばならない、これを調整しようとい
ふこと、現在の日本経済はちよつとど
ういった実情にあると私は思つてお
ります。ともかくこつと輸入の増大が
避けられないといふこと、国際収
支の破綻を防ぐためには、どうして

輸出を大きく伸ばしていかざるを得な
い。今水さんのお話のとおりです。
その結果として、わが国の貿易量
は、今後とも相当のテンポで拡大して
いく、また拡大させていかねばなら
ぬ、こつと実情だらうと思ひま
す。
こつと貿易の伸張を、金融面、ま
たは技術面、こつといたつたほうから積
極的に支援していくことがわが國為替
銀行一般の仕事であります。な
んぞか為替専門銀行はこれを専業とす
る銀行であり、ちよつと八年前に御制
定いただきました外国為替銀行法に準
拠して誕生をみたものであります。現
在、為替専門銀行として、東京銀行はわ
が國の輸出入為替全体のほぼ二五％、
つまり四分の一を取り扱ひ、その金融
に當つております。年間百億ドルの貿
易量といたしまして、ほぼ二十五億
ドルといふ巨額の金融になるわけであり
ます。このほかに、たとえば西ドイツ
と東南アジア諸國、あるいは西ドイツ
と南米といつた間の貿易といふよう
に、いわゆる第三國間の貿易が為替海
外支店相互間で取り扱つております
し、またわが國の海外に進出してお
る企業に対する現地での短期、中期の金
融もその仕事の一つとなつておるわけ
であります。もちろん、貿易量と同額
の金融が常に必要といふわけではあり
ませんが、ともかく年々増大して参
ります貿易及び為替を外貨と円貨の双
方で金融して参らねばならない。もし
調達資金の不足といふことで、こ
つと金融が円滑を欠くといふことにな
りますと、わが國貿易の健全な発
展に支障を来します。またせつ
かくの外国為替専門銀行としての公的

輸出を大きく伸ばしていかざるを得な
い。今水さんのお話のとおりです。
その結果として、わが国の貿易量
は、今後とも相当のテンポで拡大して
いく、また拡大させていかねばなら
ぬ、こつと実情だらうと思ひま
す。
こつと貿易の伸張を、金融面、ま
たは技術面、こつといたつたほうから積
極的に支援していくことがわが國為替
銀行一般の仕事であります。な
んぞか為替専門銀行はこれを専業とす
る銀行であり、ちよつと八年前に御制
定いただきました外国為替銀行法に準
拠して誕生をみたものであります。現
在、為替専門銀行として、東京銀行はわ
が國の輸出入為替全体のほぼ二五％、
つまり四分の一を取り扱ひ、その金融
に當つております。年間百億ドルの貿
易量といたしまして、ほぼ二十五億
ドルといふ巨額の金融になるわけであり
ます。このほかに、たとえば西ドイツ
と東南アジア諸國、あるいは西ドイツ
と南米といつた間の貿易といふよう
に、いわゆる第三國間の貿易が為替海
外支店相互間で取り扱つております
し、またわが國の海外に進出してお
る企業に対する現地での短期、中期の金
融もその仕事の一つとなつておるわけ
であります。もちろん、貿易量と同額
の金融が常に必要といふわけではあり
ませんが、ともかく年々増大して参
ります貿易及び為替を外貨と円貨の双
方で金融して参らねばならない。もし
調達資金の不足といふことで、こ
つと金融が円滑を欠くといふことにな
りますと、わが國貿易の健全な発
展に支障を来します。またせつ
かくの外国為替専門銀行としての公的

機能も全般的に低下せざるを得ないわけでありませぬ。

ところで、この重要な業務、つまり為替資金の運用量がどういふふうに伸びて参ったかといったことを申し上げたいと思ひますが、まず第一に、外貨資金であります。専門銀行移行当初の昭和二十九年には、東京銀行の運用外貨資金は一億ドル見当にすぎませんでした。これが現在では十億ドル余り、つまり十倍に伸びております。また、専門銀行設立の効果、効能といたしましては、設立後わずか一年以内に、御存じの方もおありかと思ひますが、例のL・U・A制度という日本の銀行の対外為替取引に政府が保証をしてい

た、その保証をはずすことができませんでした。また、日本の銀行発行の信用状にそれまで要求されておりました外銀の保証や担保金の差し入れも不要になり、また外銀からの借り入れ条件も緩和されるといったよう

に、日本側銀行全般の立場が著しく改善されるに至つたのであります。これも、それまでもつばら外国銀行にのみ預託されておりました日本の外貨の一部が漸次専門銀行に預けかえられ、実力がつきまじつた結果、これを端緒として外銀側が譲歩を余儀なくせられたためであると思ひのであります。この政府外貨の預託ということ、為替専門銀行法成立の際の国会の附帯決議の中でも、低利円資金の供給等と並んで御要請されておる点であります。この預託外貨のおかげで国際為替金融市場での為替専門銀行の信用力、外貨調達力といったものも非常に高まって参りました次第であります。昭和三十四年の秋のことでございますが、米

の連邦準備銀行から、以降東京銀行引き受け手形を連銀の再割適格手形として取り扱ふという通知を受けました。連銀からこの取り扱ひを認められておるのは、米国の銀行でも一流銀行のみで、在外外銀ではきわめてその数が少ないのであります。このことは、東銀が国際為替金融市場でファースト・クラスの銀行として認められたことを意味するだけでなく、海外市場での日本の銀行の外貨調達力、ひいては国の外貨準備にも大きなプラスをもたらすことになつたわけだと思ひのであります。

それで、外貨調達の現状について申し上げますと、日本政府からの預託を除きまして、第一に、英米等外銀からの貿易資金借り入れワクは、たゞいま私どもとしまして四億五千万ドルに達しております。現在実際に使用、借り入れておる額がこのうち三億二千万ドルであります。第二に、海外金融市場での預金並びにコール資金等が、私ども現在一億二千万ドル持つております。第三に、御承知のユーロ・ダラー、自由円預金等の国際短資一億五千万ドル。合計六億数千万ドル現在調達し、なお外貨借り入れワクを多少余しておるといった現状であります。これらはそのままが貿易の拡大資金として、あるいは海外進出企業の運転資金として活用され、あわせてわが国外貨準備の補強にも役立っておりますのであります。

外貨資金面は、以上で御理解いただけるように、国際信用力の強化に伴い、ほぼ順調に推移いたして参つております。次に円資金でございますが、これ

は今、水上さんからもお話のありましたように、東京銀行といたしましては、専門銀行移行以来一貫してその不足に悩まされてきたというのがいつわらざる実情でございます。

そのもと、為替銀行法制定の趣旨は、その当時の公式説明にもありますとおり、国際金融市場で外国銀行と比肩し得る能力と信用を持ち、国内的には他の為替銀行と協調補完の関係を保ちながら為替取引及び貿易金融に専念することになつたわけであり、

為替専門銀行を中核として日本の為替銀行界の秩序を維持していき、一体となつて日本貿易の発展に寄与することにあるのであります。こういふ機能と申しますか、責務と申しますか、それを全うしていくためには、これにふさわしい人的要素とか、あるいは海外支店網とか、それに資金、この三つの充実を必要といたすと考えます。このうち円資金を除きましては、この八年中に大体充実を来たしてございまして、このうち外貨資金状況はたゞいま申し上げたとおりであります。

次に、海外支店網、国内支店網につきまして申し上げますと、国内支店網のほうは、為替に転換のときに比べ、ほぼ半減の二十五カ店となつております。が、海外支店と海外駐在員事務所は、専門銀行の生命線でもありますので、その充実を努めました結果、現在海外支店が二十カ店、海外駐在員事務所が二十カ所、それから海外の子銀行は、カリフォルニアの東銀、ニューヨークの東銀信託、テヘランの日本イラン国際銀行の三行、七店舗を数えるに至つております。なお、海外布陣につきましては、わが国海外貿易上必要であ

り、その拡大伸張に役立つと判断される地域には、必ずしも採算に拘泥せずに出すといった方針をとつて参りましたので、現在では、辺境の後進国をも含め、ほぼ世界の主要地域大半を網羅いたしております。

次に、スタッフの人員のほうであります。現在私どもも四千五百人の行員がおりますが、このうち一千百人は海外支店や海外駐在員事務所の要員として世界各地域で活躍しており、国内店にもこれら海外勤務の経験者が多数配置せられ、為替専門銀行にふさわしい陣容を整えております。このように十分専門化された多数の行員が、内外ネットワークの中で密接な連係を保ちながら、為替取引、貿易金融及び国際間取引につき多岐多様な業務に従事しております。たとへば、お聞き及び存じますが、最近まともになりましたスイス三大銀行からの機械輸入代金クレジット三千万スイスフランや、また大阪府と大阪市のドイツマルク債一億マルクの発行など、外資外債関係の仕事などもその一例であります。

話が若干それまして恐縮であります。こういふことで、円資金面を別にいたしますと、発足以来この八年中に他の基本的部分はほぼ満足すべき充実を見せて参つております。問題は、たゞ一つ、円資金面であります。為替発足時の円資金の運用量は八百億円見当でありましたが、現在では二億円に減つております。外貨資金量の伸びが十倍だったのに比べて、円資金の伸びは二倍半にとどまつております。それはともかくとして、円資金は非常に窮屈な状態で推移して参りました。絶対量が不足であつただけでなく

て、調達源に不安定さがあり、コストも高いといった事情がこれに加つてきておるわけでありませぬ。

何ゆゑさういふことになつておるかよりの改正法案趣旨御説明にもあつたことと存じます。そのおもな原因は、円資金の安定調達源たるべき円の預金が、専門銀行という性格のために伸びがたいためであります。つまり、第一に、国内支店が制限されておる上、その配置も預金店本位ではなくて貿易為替店本位の形になつておる。第二に、預金増強に効果の大きい純国内貸付を制限されておる。第三に、貿易商社が私どもの取引先の大半を占めておりますが、この貿易業という業種は、預金歩どまり率がはなはだよくないのであります。

こういふ事情によつて円資金はなほだ能率が上がらない、また苦勞しておるというのであります。そして、二千億円の運用量のうちで国内円預金の占める割合は八百億円、四〇%であります。したがつて、あとは日本銀行の借り入れと市場コール資金の取り入れに依存せざるを得ない。日本銀行からは、並手形の取り入れとか、あるいは高率適用の免除等の配慮をいただいておられますが、これにも限度があり、市場資金はその不安定性と高いコストのゆゑに、大きく依存することは健全経営の建前からできません。昨今は、御承知のとおり、海外からの自由円預金が相当の伸びを示し、円資金繰りに寄与しておりますが、それにしましても、年々増大する貿易量と円資金調達額の差は拡大一途の方向にあり、ここにどうしても安定的な円資金

調達のパイプを引く必要が生じてきたわけでありませう。

政府当局とされましても、その必要性をお認めになり、昨年金融制度調査会を招集、前後四回にわたって審議の上提出された答申の線に沿って、今般改正法案を国会へ上程される運びとなりました事情は、すでに御高承のとおりであります。金融制度調査会での審議及び答申の内容につきましては、委員の一人として市中銀行を代表されて参加されておりました、ここにおられます柳さんから御説明があることと存じます。

本改正法案が成立し、金融債発行が可能となりまると、当行現在の資本金及び準備金は約二百三十億円でございますので、その五倍として約一千五百十億円の限度まで発行が可能となるわけでありませう。加えて、今後毎期積立金が累積して参ることも勘案いたしますと、発行消化が円滑に参ります限り、当行の円資金問題は相当改善の方向に向かうものと考えます。

なお、当行と一般為替銀行との協調関係を確立し、業界に公正な競争が行なわれ得る秩序を作っていくことが、為替専門銀行設立にあたっての御要請であったわけでありませう。私どももいたしましては、専門銀行設立当初から、この点につきましても大いに努力を傾けてきたところでございませう。幸いに一昨年あたりから各銀行との協調、話し合いも急速に進みまして、その結果、現在では、第一に、すべての為替銀行と東京銀行との間にコルレス契約が締結されました。第二に、このコルレス契約を通ずる為替取引も年間五億六千万ドルに及んでおります。第

三に、また大部分の銀行が東京銀行に外貨勘定を持つに至りました。第四に、当行はこれら為替銀行に対し、合計一億二千万ドルの外貨資金を供与しております。第五に、このような業務の提携交流の強化とともに、すべての甲種為替銀行は東京銀行株式の相当数を保有して資本参加をするに至りました。それから第六に、また当行としてその経営をオーブンにいたしました、金融界代表として元全国銀行協会会長の小笠原光雄さんを当行取締役にお迎えし、同時に、貿易界代表として日本貿易会会長の稲垣平太郎さんも取締役として経営に御参加いただいております次第であります。このような協調関係をもちに、さしあたり金融債の主要消化先としましては、甲種及び乙種為替銀行、すなわち市中銀行と地方銀行をめぐらしていただいております次第であります。

私どもといたしましては、今後とも一そう日本の貿易発展にお役に立ち得るよう、同時にまた、わが国為替金融界全般のお役に立ち得るよう、当行の内容や機能をさらに充実させて参りたい、かように考えておりますので、皆様方御審議にあたりまして、格別の御理解を賜わりますとともに、今後とも御支授、御指導のほどお願い申し上げます。貴重なお時間を御清聴賜わりまして、まことにありがとうございます。さうございませう。

○理事(上林忠次君) ありがとうございます。柳さんお見えになりましたが、柳さん、本日は御多用のところ、どうもありがとうございます。外国為替銀行法の一部を改正する法律案につきまして、御意見を先ほどから聞いておりますが、柳さんの御意見、なるべく二十分間くらいにおまといいただきまして、これが済んでから、御三方一緒に皆さんからの御質問を受けていただきたいと思います。柳さん、お願いいたします。それで、柳さん、お願いいたします。

○参考人(柳満珠雄君) ちよつと、私、自分の銀行の都合でおくれています、たいへん失礼いたしました。ただいまからお話を申し上げたいと思っております。まず、劈頭に申し上げたいと思っておりますのは、この法案に対する私の意見は賛成でございます。私は、為替専門銀行の資金調達の方式について諸問のありました昨年の金融制度調査会におきまして、為替銀行を代表いたしました、委員として審議に当たりました。この際、本件に関する一般為替銀行の基本的な考え方について申し述べたいと存じます。まず、昭和二十九年の為替専門銀行発足から今日に至るまでの為替銀行界の状況を、こゝでちよつと振り返って見ますと、為替銀行法が提案されました当時におきましては、すでに外国為替業務に従事しておりました一般の為替銀行は、大体においてこれに反対意見であったといういきさつがございませう。つまり、すでに活躍中でありました一般為替銀行の実資力の強化や国際信用の獲得があれば、特に専門銀行という制度を作る必要はないということであつたのでございませう。また、当時の賛成意見にありましても、専門銀行と一般銀行は、その能力において十分競争と補完の関係に立つように慎重な配慮を加えるべきであつて、また各

て、御意見を先ほどから聞いておりますが、柳さんの御意見、なるべく二十分間くらいにおまといいただきまして、これが済んでから、御三方一緒に皆さんからの御質問を受けていただきたいと思います。柳さん、お願いいたします。それで、柳さん、お願いいたします。

○参考人(柳満珠雄君) ちよつと、私、自分の銀行の都合でおくれています、たいへん失礼いたしました。ただいまからお話を申し上げたいと思っております。まず、劈頭に申し上げたいと思っておりますのは、この法案に対する私の意見は賛成でございます。私は、為替専門銀行の資金調達の方式について諸問のありました昨年の金融制度調査会におきまして、為替銀行を代表いたしました、委員として審議に当たりました。この際、本件に関する一般為替銀行の基本的な考え方について申し述べたいと存じます。まず、昭和二十九年の為替専門銀行発足から今日に至るまでの為替銀行界の状況を、こゝでちよつと振り返って見ますと、為替銀行法が提案されました当時におきましては、すでに外国為替業務に従事しておりました一般の為替銀行は、大体においてこれに反対意見であったといういきさつがございませう。つまり、すでに活躍中でありました一般為替銀行の実資力の強化や国際信用の獲得があれば、特に専門銀行という制度を作る必要はないということであつたのでございませう。また、当時の賛成意見にありましても、専門銀行と一般銀行は、その能力において十分競争と補完の関係に立つように慎重な配慮を加えるべきであつて、また各

界、特に金融界の積極的な協力が行なわれるべきであり、その意向の反映されるような運営が望ましいとする見解がつけられていたものと記憶するののでございませう。しかし、かようにして専門銀行が発足してからの実情は、東京銀行においても、海外支店網の充実を初めとして、業務の拡大があり、また一般為替銀行におきましても、貿易為替金融に力を注いでおります。また、国際的信用を獲得することによりまして、業務の発展に務めました。もちろん、これは国際経済における日本の地位の向上や、あるいは国力の伸張というものを土台にしておつたものではございませうが、いざにしましても、業務の発展に努めまして、それぞれその力を伸ばして参つたわけでございます。その間の両者の関係は、競争という点ではそれぞれ業務の拡大に貢献するところがあつて、外国銀行に対しましても十分太刀打ちできるように育ちました。しかし、他面、協調、補完という点では、私の口から申すのははなはだ遺憾でございますが、顧みまして、まだ十分なものではなかつたものと言ひ得ると思つております。

しかし、われわれ業界の問題といたしまして、公正な競争はもちろんのことなことで推進されるべきものであると思ひます。その結果が、ひいてはわが国の貿易の伸展にもいささかでもお役に立つ面があるかと存するのでございませうが、それがいたずらに行き過ぎとなりまして、他を押しつけることになつては、貿易為替業務に従事する銀行の公共的使命にかんがみましても、好ましくないのでございませう。また国際的信用にもか

かわるといふ面もございませう。そこで、ここ一兩年にわたりました、過去の反省もありまして、業界の問題として為替銀行間の協調態勢確立の必要というものが論ぜられるようになりまして、金融界全体として、内に力を争うより、外にそれを結集すべきであるという機運が醸成されてきたのでございませう。

しかし、協調と申しましても、御承知のとおり、こういう問題は今日明日直ちに実行できるというわけではなかつて、特になかなかむずかしい問題でございまして、打ち出されていたわけではありませうが、個々のケースとしましては、貿易金融の協調融資の取り扱い、特に商社の海外活動に伴うものであるとか、東京銀行の海外支店とのコルレス契約の締結であるとか、特殊貿易取引には東京銀行の人員能力にお願いして為替銀行全体の窓口になつていただくとか、あるいは昨年のアメリカの輸出銀行の綿花借款の取り扱いについて、従来日本銀行がやっておりましたのにかわりまして、東京銀行を借款受け入れ機関にお願いしたとか、そういうような例は多々ございませう。要するに、協力して為替金融界全体の運営をスムーズにいたしたいという方向を進めつつあつたのでございませう。特に一昨年、これは先ほど柳江さんから御話しがありましたとおり、一昨年からの東京銀行の増資にかけまして、ほとんどの為替銀行が話し合いの上、東京銀行の株式を保有するという話を進めまして参りました。これはもう協調機運の明確化してきたものと申すことができると思ひます。

かわるといふ面もございませう。そこで、ここ一兩年にわたりました、過去の反省もありまして、業界の問題として為替銀行間の協調態勢確立の必要というものが論ぜられるようになりまして、金融界全体として、内に力を争うより、外にそれを結集すべきであるという機運が醸成されてきたのでございませう。しかし、協調と申しましても、御承知のとおり、こういう問題は今日明日直ちに実行できるというわけではなかつて、特になかなかむずかしい問題でございまして、打ち出されていたわけではありませうが、個々のケースとしましては、貿易金融の協調融資の取り扱い、特に商社の海外活動に伴うものであるとか、東京銀行の海外支店とのコルレス契約の締結であるとか、特殊貿易取引には東京銀行の人員能力にお願いして為替銀行全体の窓口になつていただくとか、あるいは昨年のアメリカの輸出銀行の綿花借款の取り扱いについて、従来日本銀行がやっておりましたのにかわりまして、東京銀行を借款受け入れ機関にお願いしたとか、そういうような例は多々ございませう。要するに、協力して為替金融界全体の運営をスムーズにいたしたいという方向を進めつつあつたのでございませう。特に一昨年、これは先ほど柳江さんから御話しがありましたとおり、一昨年からの東京銀行の増資にかけまして、ほとんどの為替銀行が話し合いの上、東京銀行の株式を保有するという話を進めまして参りました。これはもう協調機運の明確化してきたものと申すことができると思ひます。

かわるといふ面もございませう。そこで、ここ一兩年にわたりました、過去の反省もありまして、業界の問題として為替銀行間の協調態勢確立の必要というものが論ぜられるようになりまして、金融界全体として、内に力を争うより、外にそれを結集すべきであるという機運が醸成されてきたのでございませう。しかし、協調と申しましても、御承知のとおり、こういう問題は今日明日直ちに実行できるというわけではなかつて、特になかなかむずかしい問題でございまして、打ち出されていたわけではありませうが、個々のケースとしましては、貿易金融の協調融資の取り扱い、特に商社の海外活動に伴うものであるとか、東京銀行の海外支店とのコルレス契約の締結であるとか、特殊貿易取引には東京銀行の人員能力にお願いして為替銀行全体の窓口になつていただくとか、あるいは昨年のアメリカの輸出銀行の綿花借款の取り扱いについて、従来日本銀行がやっておりましたのにかわりまして、東京銀行を借款受け入れ機関にお願いしたとか、そういうような例は多々ございませう。要するに、協力して為替金融界全体の運営をスムーズにいたしたいという方向を進めつつあつたのでございませう。特に一昨年、これは先ほど柳江さんから御話しがありましたとおり、一昨年からの東京銀行の増資にかけまして、ほとんどの為替銀行が話し合いの上、東京銀行の株式を保有するという話を進めまして参りました。これはもう協調機運の明確化してきたものと申すことができると思ひます。

かわるといふ面もございませう。そこで、ここ一兩年にわたりました、過去の反省もありまして、業界の問題として為替銀行間の協調態勢確立の必要というものが論ぜられるようになりまして、金融界全体として、内に力を争うより、外にそれを結集すべきであるという機運が醸成されてきたのでございませう。しかし、協調と申しましても、御承知のとおり、こういう問題は今日明日直ちに実行できるというわけではなかつて、特になかなかむずかしい問題でございまして、打ち出されていたわけではありませうが、個々のケースとしましては、貿易金融の協調融資の取り扱い、特に商社の海外活動に伴うものであるとか、東京銀行の海外支店とのコルレス契約の締結であるとか、特殊貿易取引には東京銀行の人員能力にお願いして為替銀行全体の窓口になつていただくとか、あるいは昨年のアメリカの輸出銀行の綿花借款の取り扱いについて、従来日本銀行がやっておりましたのにかわりまして、東京銀行を借款受け入れ機関にお願いしたとか、そういうような例は多々ございませう。要するに、協力して為替金融界全体の運営をスムーズにいたしたいという方向を進めつつあつたのでございませう。特に一昨年、これは先ほど柳江さんから御話しがありましたとおり、一昨年からの東京銀行の増資にかけまして、ほとんどの為替銀行が話し合いの上、東京銀行の株式を保有するという話を進めまして参りました。これはもう協調機運の明確化してきたものと申すことができると思ひます。

かわるといふ面もございませう。そこで、ここ一兩年にわたりました、過去の反省もありまして、業界の問題として為替銀行間の協調態勢確立の必要というものが論ぜられるようになりまして、金融界全体として、内に力を争うより、外にそれを結集すべきであるという機運が醸成されてきたのでございませう。しかし、協調と申しましても、御承知のとおり、こういう問題は今日明日直ちに実行できるというわけではなかつて、特になかなかむずかしい問題でございまして、打ち出されていたわけではありませうが、個々のケースとしましては、貿易金融の協調融資の取り扱い、特に商社の海外活動に伴うものであるとか、東京銀行の海外支店とのコルレス契約の締結であるとか、特殊貿易取引には東京銀行の人員能力にお願いして為替銀行全体の窓口になつていただくとか、あるいは昨年のアメリカの輸出銀行の綿花借款の取り扱いについて、従来日本銀行がやっておりましたのにかわりまして、東京銀行を借款受け入れ機関にお願いしたとか、そういうような例は多々ございませう。要するに、協力して為替金融界全体の運営をスムーズにいたしたいという方向を進めつつあつたのでございませう。特に一昨年、これは先ほど柳江さんから御話しがありましたとおり、一昨年からの東京銀行の増資にかけまして、ほとんどの為替銀行が話し合いの上、東京銀行の株式を保有するという話を進めまして参りました。これはもう協調機運の明確化してきたものと申すことができると思ひます。

かわるといふ面もございませう。そこで、ここ一兩年にわたりました、過去の反省もありまして、業界の問題として為替銀行間の協調態勢確立の必要というものが論ぜられるようになりまして、金融界全体として、内に力を争うより、外にそれを結集すべきであるという機運が醸成されてきたのでございませう。しかし、協調と申しましても、御承知のとおり、こういう問題は今日明日直ちに実行できるというわけではなかつて、特になかなかむずかしい問題でございまして、打ち出されていたわけではありませうが、個々のケースとしましては、貿易金融の協調融資の取り扱い、特に商社の海外活動に伴うものであるとか、東京銀行の海外支店とのコルレス契約の締結であるとか、特殊貿易取引には東京銀行の人員能力にお願いして為替銀行全体の窓口になつていただくとか、あるいは昨年のアメリカの輸出銀行の綿花借款の取り扱いについて、従来日本銀行がやっておりましたのにかわりまして、東京銀行を借款受け入れ機関にお願いしたとか、そういうような例は多々ございませう。要するに、協力して為替金融界全体の運営をスムーズにいたしたいという方向を進めつつあつたのでございませう。特に一昨年、これは先ほど柳江さんから御話しがありましたとおり、一昨年からの東京銀行の増資にかけまして、ほとんどの為替銀行が話し合いの上、東京銀行の株式を保有するという話を進めまして参りました。これはもう協調機運の明確化してきたものと申すことができると思ひます。

かわるといふ面もございませう。そこで、ここ一兩年にわたりました、過去の反省もありまして、業界の問題として為替銀行間の協調態勢確立の必要というものが論ぜられるようになりまして、金融界全体として、内に力を争うより、外にそれを結集すべきであるという機運が醸成されてきたのでございませう。しかし、協調と申しましても、御承知のとおり、こういう問題は今日明日直ちに実行できるというわけではなかつて、特になかなかむずかしい問題でございまして、打ち出されていたわけではありませうが、個々のケースとしましては、貿易金融の協調融資の取り扱い、特に商社の海外活動に伴うものであるとか、東京銀行の海外支店とのコルレス契約の締結であるとか、特殊貿易取引には東京銀行の人員能力にお願いして為替銀行全体の窓口になつていただくとか、あるいは昨年のアメリカの輸出銀行の綿花借款の取り扱いについて、従来日本銀行がやっておりましたのにかわりまして、東京銀行を借款受け入れ機関にお願いしたとか、そういうような例は多々ございませう。要するに、協力して為替金融界全体の運営をスムーズにいたしたいという方向を進めつつあつたのでございませう。特に一昨年、これは先ほど柳江さんから御話しがありましたとおり、一昨年からの東京銀行の増資にかけまして、ほとんどの為替銀行が話し合いの上、東京銀行の株式を保有するという話を進めまして参りました。これはもう協調機運の明確化してきたものと申すことができると思ひます。

ところで、昨年来の金融逼迫の実情につきましても、今さらここで申し上げることもないところでありますが、それがまず金融機関の金詰まりから始まりましても、これも御承知のとおりと存じます。かような際に、専門銀行である東京銀行においては、特にその預金吸収網が少なく、業務の特殊性のために、その資金繰りの窮乏は十分察せられるところでありまして、かつ、当初予想しましたコール資金への依存もなかなか困難の多い実情にありまして、かような情勢におきまして、昨年六月、大蔵大臣から、金融制度調査会に對しまして本問題の諮問があったわけでありますが、為替銀行の代表として委員を勤めておりました私の第一に考えましたことは、前申しましたような協調機運の中にありまして、これはまず業界内の問題として対処する方法はないかということでありま

す。もう一歩具体的に申し上げますと、根本的な全体の金融制度、金融機構の問題として考えるべきことはもちろんといたしまして、まず何よりも当然のことではありますけれども、われわれ業界の問題として解決したいということをごさいます。

かようにしまして、調査会における審議の結果は御承知のとおりと存じますので、詳しくは触れませんが、まず東京銀行の実情につきましても、何らかの安定的資金の導入が必要であり、東京銀行の支援のためには金融界に醸成されてきた協調機運という、これを助成する基盤があるということが私たちの議論の出発点でございました。

でございますが、これは為替専門銀行でございまして、行政当局、日本銀行、東京銀行、それぞれにおきまして、特に円資金の調達には御苦心のあったところと思ひますが、やはり当初予想されましたようなコール市場の安定とか、金融環境の整備という点においては、いまだ十分なものがありまして、現状においては、協調機運を基盤として、同業者預金とか、金融機関の借入金とか、他の手段もいろいろ考えたところでございますが、やはり協調といつてもギブ・アンド・テークの、双方により納得してつき合えるものが必要である。

結局、債券の発行によるのが現状ではやむを得ない方法であるという結論に達したものであります。

それから、第二に、債券の発行によるとはいへ、本来、為替専門銀行の業務は、預金とこれを補充する借入れとを資金調達の基盤として運営されるべきものでありまして、業界内でもかれこれ意見があったのでございまして、結局これは当分の間の暫定的、過渡的なやむを得ざる資金調達補充の手段として、かつ、先ほど申しました業界の協調基盤の確立に役立つものとして認めよう、こういうことになつたのでございませう。

次いで、債券の発行は、以上のような資金のおもなる調達源を補充するものであり、かつ、いわば現在の正常ならざる金融環境において、過渡的な手段であるということ、さらに既存債券発行銀行の営業との兼ね合いや、為替専門銀行の性格から、債券の発行の限度は自己資本の五倍に設定することが、これらの趣旨を盛り込んで、か

つ、専門銀行の運営にも支障はない線であろうと、こういうふうにご考慮されたいわけでございます。

さらに第四に、具体的な発行条件、消化方法につきましても、発行には、為替専門銀行の性格上、比較的短期のものが望ましい、既存金融債その他起債市場の状況を勘案します必要がある、それから発行者、消化先の採算をよく考える必要がある、こういう点に留意する必要がある。それから、消化の方法については、業界協調の精神に出ずるところから出発しておるの

でございますから、金融機関の消化を原則とすべきであると、こういうふうにご考慮のうえにございませう。そういう考へ方を実現するためには、関係者からなる協調会を設けて、まず何よりも業界の問題として対処する方法をとりたいと考へておるのであります。

以上、為替銀行を代表いたしまして、東京銀行の債券発行の問題について私の考へ方を申し述べましたが、要するに、本法案の成立によりまして、東京銀行の債券発行の方法が、為替銀行の協調関係を助成する具体的な場を形成しまして、今後の業界の努力と協調によりまして、今後の貿易振興に役立つことになれば、幸いと存するのであります。たいへん貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

わけです。一つは外貨の固有制を民有制に改める、もう一つは貿易金融の分野を明確化すること、第三は外貨金融と円金融との分離、こういう点について御意見承つたのであります。第一の外貨固有制から民有制への切りかえの問題でございませうが、この点については私も前からいろいろ疑問を持っておつたのであります。政府は、外貨が非常に一時たまりまして、最近減つたようですが、金保有は非常に少ない。アメリカの銀行とかアメリカの証券に運用しているのですが、非常に低利なんです。三分程度ですね。大体預金なんか三分程度だと思ひます。それで大蔵省の外為会計では日銀から六分くらい借りておる。そうして外貨を買って、それでそれを外銀に預託したり、証券を買って三分程度の運用をして、金利の点について、外為会計は非常に損な運用をして、外為の運用は、私はいくら点から見ま

す。預託したり、それから証券の運用をして、これはやはりもっと金を買って日銀にこれを保有させるとか、あるいは大蔵大臣勘定に移して、それをもつと民間の銀行に運用させる、そういうことが必要であると思つたのです。多少そういう方向に移つてはいるようではございますが、現状について水上さんほどの程度にお考えですか。まだ現状の程度でよろしいとお考えですか、もっと進んでほしいとお考えですか、対策を講ずべきであるか、その点についての御意見を伺いたいのですが。

○参考人(水上達三君) 私の申し上げたのは、一つの当時の理想を申し上げたわけでございますけれども、その中で若干は漸次その方向に向かつていくというところは言えると思ひます。今御質問の第一に、私の申し上げました外貨を民有にすべきであるという問題ですが、これはおっしゃるような技術的なことをやるという段階ではもちろんないと思ひます。しかし、貿易を振興し、それからそのために、また貿易のための外貨資金なりあるいは円資金なりを円滑に調達していくという建前からいいますと、なおさらに前進していくべきではあると思つたのですが、現状では、たとえ貿易会社に対して一部売り渡してある外貨があるわけですが、しかし、これはきわめて少額なもので、要するに、私どもの立場、貿易を円滑に進めていく立場からいいますと、資金の必要なきに直ちに必要資金が得られるということが最大の条件、もちろんコストは安いほどけっこうなんですけれども、それが目的です。それから、そのいろいろのやり方ですね、たとえは国の中の外貨に対するいろいろの制限、そういうものは今の目的に沿う限りにおいては、極端にいいえ、どうでもよいということでもよいと思ひますが……

○木村八郎君 従来は貿易管理をしておりましたから、その関係上政府も相当外貨を持っておらなければならなかつたので、しかし今は後はSAAをやめてA制に移つていく、そういうことになれば、そんなに政府は外貨を持っていく必要もないというところになるのですが、どうも私は政府の外貨の運用について非常に問題があるのじゃないか。今自由化にどんどん

る必要はないのじやないかと思うのですがね。

○参考人(水上達三君) その点、二つ問題があると思うのですがね。たとえれば今の外為のやり方ですね。それから輸出が非常に減ってくるというのと、まあ輸出が昨年のように減ると、国内の金融がそれだけ縮まってくるという今のあり方ですね、これはまず第一に考えなければならぬ問題である。これもすぐどうというわけにはなかなかない問題だと思ひますが、しかし前向きに考えていかなければならぬ。それから、もう一つは、自由化によってやはり当座の金が必要というふうな形になってくるわけですね。それでですから、先刻も申し上げたように、必要なときに直ちに必要な資金が合理的な金利で得られるということが必要になってくるのです。ですから、どうしてもわれわれの保有の外貨というものはもっと多くなつていかなければならぬ。これは確かにそういう傾向だと思ひます。

○木村禮八郎君 堀江さんに一つ伺いたいのですが、これは非常にしろろと的な質問なんです、政府が今度アメリカの市中銀行から約二億ドル借り入れを受ける。さらに輸出入銀行の保証で一億二千万ドル借りる。ところで、政府の外貨保有を見ますと、一応これは見通してありますが、三十六年度の会計年度ですが、本年の三月末で十二億五千六百万ドルに外貨保有がある。ところで、しろろとの考えですと、十二億五千六百万ドルまだ外貨があるのです。外貨があるのに、どうして外銀から二億ドル借りたり—いや、三億二千五百万ドルですね、合計—

○参考人(堀江善雄君) お答え申し上げます。ただいまの御質問、日本の保有外貨が十二億、一月末ですと十二億一千万というふうな御発表でございませう。それがあれば、なぜ金を借りるのかというお話ですが、この問題にはやはり政府御自身がお答えになる建前だと思ひますが、大蔵委員会のことですから、私から申して申し上げたいと思ひます。まあ、考えよう次第でございませうけれども、国の外貨保有も、またわれわれ銀行、会社のバランス・シートも同じでございまして、銀行の場合も資本勘定があり、相当余裕が、準備がありまして、しかし、やはり国でいえば、国の貿易の運転資金、国際収支の運転資金として資本金や外貨保有がありながら、債務を持ち、債券を持つというものは当然なんです、たとえ銀行の場合でも、資本金が三百万あつても、別に資金を受け入れ、あるいは借り入れをし、また同時に長期、短期の貸付をしたり、予託もするといったようなことがあるわけだと思ひます。ある時点で清算してしまふという場合なら、木村さんおっしゃるように、十五億もあつたら何も二億も三億も借りなくてもいいんじゃないかという建前になるけれども、その十五億もいろいろな意味で多少は運転、運用をされておりますし、またそれがあつても、ちやうど銀行が莫大なりザブを持ちながら、同時に

貸付もし、借り入れもするという建前と同じだろと思ひます。御指摘のように、在日アメリカの銀行から二億ドル、それからほかのアメリカの銀行から輸銀保証でさらに一億二千万ということにつきまして、私はいろんな意味で運転資金の調達法、また将来に備えての用意のための調達法ということなら賛成できるのではないかと、そんなふうにお思ひます。して申しますなら、市中銀行から借りるのなら、何も政府が借りなくても、為替銀行が借りる建前であつた。その際に、政府なり当局がサイドからあつせんをするとか、あるいは特に口をきくということから、この方法が出たのだ。ただ、輸出入銀行とか世界銀行から借りるということになれば、もちろん当局側が借りになるのが当然である。御質問のことについては、そういうことは實際上外資なり為替取引上あり得ることであつて、資本金、準備金を持つておつても、貸したり借りたりするのはむしろいいのではないかと私は思ひます。

○木村禮八郎君 先ほどの堀江さんのお話ですと、東銀の外貨勘定でもまだ多少余裕が、外銀から借りる限度があるというお話だつたですね。ですから、それでは東銀が借りてもいいのですかね。ところが、もう一つは、今の政府の公表される外貨が十二億ドルぐらいになつておるときに、外銀から借金しなければならぬということになりますと、大体この外貨保有としては十五億ドルぐらゐ持つていなければ、一応危機ラインとかいろいろいわれませんが、それは絶対的なことではないと思ひますけれども、一応十五億ドルぐらゐは大体キープしていなければなら

ないものだと思いますが、どうもそれを割ると、政府は借金をしますから、そこで大体十五億ドルぐらゐに押えた方がいいものか、その二つの点を伺いたいのです。

○参考人(堀江善雄君) お答え申し上げます。御質問の件は、よく日本でも、あるいはIMFあたりでも問題になります。一國の適正外貨の保有量はどの程度かという問題と了解いたしました。これはIMFの場合でも、それから日本でも一時だいで議論いたしました。木村さんのおっしゃつたように、数字的にどのくらいが適当だ、あるいは何分の一が適当だといったことは、一応の目安としてはいいますけれども、全体としてきめ手はないように思ひます。で、よくIMF当局が、各国の為替管理を撤廃することを勧告する、いわゆる規定十四条国から規定八条国に移行することを勧告するような場合の一つの目安としてIMFが考へておられますのは、その国の年間輸入量の四分の一とか三分の一くらいあればいい。そのくらいを目安にして、ただしその国の国際収支の安定とかあるいは不時の需要に備えて多少その上に手配量を押さえる、あるいはその国の経済の成長度、そういうことまで考へるといふことではございませう。そのためには、大体五十億ぐらゐの年間輸入としますと、まあ四分の一といたしますと結局十二億五千万、そういうふうなところが何となしの常識的な目安じゃなからうか、そういうふうには考へておる。きめ手、あるいは絶対的なものではないんじゃないかと思ひます。

○木村禮八郎君 柳さんにお伺ひしたいのですが、この東銀の債券発行ですね、これを資本金五倍ですかに債券発行を許すということになると、さつきのお話では大体九百億ぐらゐですね。千二百億になるでしょう。その消化の問題ですがね、これを市中で消化するといふ場合ですね、これは一般の産業金融のほうとの競合の問題が起らないか、ほかのほうとですね。これはこれまで設備投資の貸付を行なつてきたわけですが、そうしてその反動として金融引き締めをやつていられるわけですが、東銀でそういう債券を発行した場合は、これは市中で消化する場合がありますね、ほかのほうへの金融の影響ですね、これはどういふふうにお考へでしょう。その結果、他の方面で金融が圧迫される、特に中小企業あたり資本が要るといふことになると、これは問題だと思ひます。その点はどういふふうにお考へになりますか。

○参考人(柳満珠君) ただいまの東銀債券発行による市中金融一般に対する影響、こういうことですね、これに対してお答え申し上げます。御承知のとおり、今日の起債市場というのは、これは金融逼迫のために非常に困難な状態にある。したがつて、東銀債を一般起債市場で発行することが影響がないとは言えませぬ。確かにございませう。しかし、これは当初から私も申し上げましたように、われわれの考え方としては、これは東銀との協調という建前を基礎として出発した問題でございませう。これを一般起債市場にかけて、そうして確保するということになしに、われわれの銀行間で、為替銀行間でこれをまず消化するといふ建前ということなんです。為替銀行

というのは、甲種、乙種ございます
が、これはみんな主体に全部入るとい
うことになると思うのです。同時に、
これは、金融債は、ただ東銀債だけで
ございまして、御承知のとおり、興
長銀債もある。それからまた不動産銀
行債がある。そういうものがございま
すから、そういうふうな既存の金融債
発行銀行との関係も考慮してやらなけ
ればならないという問題でございま
して、今ここで直ちに、今日の状態を
もってすれば非常にむずかしい、しか
し、今ここで今後の起債市場、一般金
融情勢というものを予想することもで
きませんけれども、しかし、そのとき
どきの金融情勢、起債市場の情勢に
応じて、これをやっていく必要がある
。そのために協議会を設けて、そう
してその協議会には日本銀行、それか
ら東京銀行、それから一般の引き受け
に關係あるものがこれに入りまして、
そうしてその情勢を勘案してどの程度
にしていくかということをごきめてい
く、こういう考え方なんです。

○木村福八郎君 これは貿易金融、産
業金融全体をあわせてやはり考えなけ
ればならぬ問題だと思ふのですがね。
一方では設備投資のために行き過ぎが
ある、それで貿易が赤字になったとい
うこともあるのですがね。そういう面
と、設備投資のほうの面と貿易金融と
いうものと、やはり調整をしていかな
ければならぬと思ふのですがね。それ
を調整しないで、東銀が債券を発行す
る。そうすると、それを市中銀行で消
化するとしても、この市中銀行の貸し
出しのほうにやはり影響があるわけ
です。他の方面に対する貸し出しに影
響があるわけですね。ですから、全体

的調整を考えませんと、やはりどこ
かがしわ寄せを受けるということにな
るのでございまいかと思ふのですが、そ
ういう点はいかがですか。

○参考人(柳満珠雄君) お答え申し上
げます。それは木村先生のおっしゃる
とおりなんです。確かに金融全般に影
響があることは確かでございますが、
しかし、そのために協議会を設けまし
て、そうしてその協議会において全体
を勘案してやっていくと、こういうこ
とでございませう。

○木村福八郎君 けっこうでございま
す。

○永末英一君 先ほど柳さんの御説明
で、今回の措置は過渡的であり暫定的
であると、こういう御説明がありま
した。そこで、今度の東銀債の発行
で予定せられてる限度額というの
は、現在の貿易量を一応見込んで勘案
されていると思ふのです。ところで、
現在の貿易量は、所得倍増計画でもど
んどん伸びていくわけですから、どれ
くらいの貿易量がこれでカバーでき
るとお考えか。さらにまた、それを突破
していく場合には、またこの債券の発
行額の限度を上げたり、あるいはまた
債券だけでまかなおうとするのか、ほ
かに処置はないのか。つまり今回の処
置では、東銀の円資金の調達面にお
いては質的な変化を加えることなく、債
券発行でこれをやろうと、これだけの
提案だと思ふのです。その二点につ
いて柳さんと堀江さんのお考えを伺いた
い。

○参考人(柳満珠雄君) 他の処置の問
題につきましては、これは先ほども
ちよつと申し上げましたように、いろ
いろ考えたのです。金融機関の借入金

とか考えたのですけれども、結局この
問題は、東京銀行の資金調達にとって
不利——不利といつては何ですが、質
易金融というのは金利が安くなくて
ならない。これは堀江さんのお答えに
なると思ふますが、高いものであつて
は、東京銀行としては私はやり切れな
いと思ふ。それから、不安定であつて
は困る。それから同時に、為替銀行、
これがたとえば同業者預金で東京銀行
に預ける、そうして東京銀行がそれを
使う。それから東京銀行がわれわれの
為替銀行から金を借りてお使いになる
というふうなことであつては、これは
不安定なんです。比較的、まあこれは
御承知のように、貿易金融は短いもの
であるといつても、御承知のとおり、
このごろ延べ払いのものができてきた
し、比較的長いものもできておるとい
うような状態でございますから、不安
定なものであつては困る。それから、
高いものであつても困る。もし同業者
預金としてわれわれのほうから出す、
あるいは借入金として出すとかいうよ
うなことになると、今日の金融情勢で
はコールのような高い金利のものに引
きずられてしまふ、こういうことでは
東京銀行にとつては不利である、それ
から不安定である。したがつて、これ
は今の債券発行というふうなことでは
いかに安定的であり、有利である、
こういうふうにご考える。

それから、貿易量の問題で、今のお
話で貿易量についてどう考えるか、そ
うして将来貿易量に關連して東京銀行
がどの程度の資金を必要とするかとい
うことにつきましては、私どものほう
といたしましては、先ほど堀江さんか
らもお話があつたのですが、ただいま

のところ、東京銀行の自己資本が約二
百三十六億程度でしたかね、増資を別
にして毎年自己資本の増加は約二十億
というところであれば、年にまあ百億
つものワケがふえていくと、こういうこ
とになると思ふ。現在の段階で約千百
億から千二百億ぐらいの限度である。
そこへ毎年百億ずつのワケがふえてい
く。これをかりに毎年五十億の債券を
発行していきますと、それだけ残高が
ふえていくとして計算すれば、これは
約二十四年ぐらゐは出していけると、
こういうふうな勘定になる。もし二百
億の計算でやれば、これは十二年とい
うようなことで相当余裕があるもので
あるといふふうな考え方で、大体五倍
ぐらゐが適當ではないかということに
きめたわけでございます。その大きな
日本の貿易量がどうだこうだといふこ
とで言つたというわけではございませ
ん。

○参考人(堀江薫雄君) お答え申し上
げます。今の柳さんのお答えで大部分
尽きておると思ふのであります。私ど
も当事者の心がまえとしましては、や
はり一方で日本の金融市場が正常化す
ることを期待いたしておるわけであり
ます。御承知のとおり、私ども銀行の
前身である横浜正金銀行の円資金調達
は、日本銀行からの市中借り入れ金の
ほかに、主としてコール市場から
コールを取つてやつておつたわけであ
ります。戦前の東京金融市場、大阪金融
市場というものはかなり大きなもので
ありまして、したがつて、一般の
銀行も、それから正金も、この市場を
を通じて余剰資金あるいは不足資金を
調達しておる。したがつて、日本銀行も
いわゆるマーケット・オペレーション

あるいは金利操作の効果があつたわけ
であります。ところが、戦後の市場が、
こういうほんとうの正常な金融の市場
が回復しておりませんものから、
すべてが中央銀行に直結するといふよ
うな形に相なつておるわけでありま
す。現在金融制度調査会におかれまし
ても、金融の正常化といつた題目とみ
んな取り組んでおられますので、いつ
の日かやはり金融市場は正常化されな
ければならない。そのことを期待しな
がら私ども考えておるわけでありまし
て、円資金の調達としましては、預金
そのものにさらに努力を加える。また
市場が回復するにしたがつて、コール
も、コールの金利も正常化しますれ
ば、このほうも極力使っていく。それ
の補いに今度の債券による安定資金を
期待しておるということでございますし
て、まあ理想的とか完璧とは申せませ
んし、同時に、長い将来の先のことま
でも考えられませぬけれども、さしあ
たりはこれでやつていけると考えてお
るのでございませう。お答えになりませ
うか……。

○参考人(柳満珠雄君) ちよつと補足
させていただきますが、今堀江さんの
おっしゃつたとおりなんです。先ほど
が、なお東銀の所要資金量を、先ほど
申し上げましたように、貸し出しと同
時に東京銀行の預金量というものがど
れくらいである、それをやはり一つ目
安にして五倍だちよつとどのじや
ないかというふうな、大体その辺が
いいのじやないかというふうにご考
へておられます。先ほど東銀の預金量とい
うものを、現在の預金量を、今後預金
がふえるというふうなことを考えに入れ
まして、まず五倍の程度がいいのじや

第五部 大蔵委員会会議録第七号

昭和三十七年二月十五日 【参議院】

七

ないか、こういうように考えたので、補正させていただきます。

○永末英一君　そうしますと、近い将来この種の問題が起こるということは、今のところはございませぬね。

○参考人(柳満珠雄君)　これは日本の経済の発展、輸出貿易がどうなるかという点なんです、これはいろいろ考えられるのです。率直に申し上げますと、為替専門銀行、為替銀行のシェアの問題であるとか、いろいろございませぬ。現在為替専門銀行としての東銀の貿易金融において占めるシェアの問題というものと、ほかの銀行のシェアというものが現在のままであれば、今の程度で私はいいのじゃないか、こういうふうに考えます。

○木村禧八郎君　債券利回りはどのくらいなんですか。やはりコストを安くしなければならぬというお話がありましたか。

○参考人(堀江薫雄君)　債券発行のこまかい実際の問題につきましては、いずれ国会で改正法案が通過してから具体化したしますし、その際に大蔵省、日本銀行といった当局に、金融界あるいは証券界、そちらとも御相談し、またすでに発行しております既存の債券発行銀行、ここらとの均衡も考えまして慎重に考えたいと思っておりますが、まあ既存の金融債五年ものが大体七・三%見当でございますので、私どもの場合二、三年ものの発行を考えておりますので、もちろんそれより安い金利になるものと思っております。いずれ国会でこれを可決していただいて後に、具体的にそれぞれ相談して善処したいと考えてます。

○木村禧八郎君　貿易金融ですから、

そんな高い金を使うわけにいかないでしょうが、そうすると、その消化は非常に困難で、結局は銀行が引き受けるといふことになるかもしれないと思ふんですね。そうすると、今後ずっと一般に消化されるというところは困難ではないかと思ふんですが、その点はどうなんですか。

○参考人(堀江薫雄君)　お答え申し上げます。貿易金融と申しても、ごく短期の外為替資金とか、あるいは六十日といったような短期の為替前貸し資金ですと、御承知のように、現在日本銀行の適格手形再割制度というものがありまして、かなり低いところでやられております。私ども安定資金としてこれに期待しておりますのは、むしろ国内でも多少長期化とするもの、また海外でも輸銀その他の窓口を通じて出ております現地の運営資金で足りない不足資金とか、あるいは多少中期の輸出金融とか、円貨、外貨両方考えます。それが、そういったものでございませぬ。その際に、全体からみから申しますと、私ども、先ほど申しましたように、外貨資金もかなり豊富に持つております。これは金利がかなり低いものであります。それから円貨資金につきましても八百億の預金のコストはかなり低いものであります。そういったものを平均いたしまして運用を考えると、けり中期のものに運用するということなから、採算も合うわけでありまして、六分ないし七分でも採算がとれるわけでありませぬ。そういった点を主として考えておるのであります。

○木村禧八郎君　そうすると、全体をひっくりかかしてコストを考えると、

と、政府の保有外貨の運用という点、これもやはり問題になるんじゃないですか。もう少し、政府が外銀にばかり預託してないで、日本の為替銀行にも運用させるということも考えるべきじゃないかと思ふんですが。

○参考人(堀江薫雄君)　その点はお話のとおりでございますが、政府といふたされましても、ニューヨークならニューヨーク、ロンドンならロンドンでのいわば市場金利というものがありますから、それを基準にして、かつ、安全確実という建前で運用しておりますわけです。一応その土地の客観的な金利水準があるわけですから、それでまた、事実上為替金利としては引き合ふことになっております。先ほど申しました、私どもの調達外貨につきましてもそういったことで運用いたしておりませぬから、ただいま申しましたことで運用できると思ひます。

○須藤五郎君　しろうとくさい質問なんです、今東銀は国内に二十五カ所支店を持つていて、これは、将来これをふやしていくという計画はないのですか。

○参考人(堀江薫雄君)　支店の増設につきましても、国内でも海外でも、これは大蔵省の銀行行政になっておりまして、私どもの一方的意向でもいけません、私どもの専門銀行の発足の建前から申しますと、原則として貿易為替金融のために支店を持つという建前になっております。たとえば、どこかの土地で非常に輸入が盛んになって為替が大いに必要になってくるといふことなら、もちろん増設を考え、当局に申請して、許可を得た上で開くと

いうことになるかと思ふのですが、現在はそのような建前で二十五店あるだけでございませぬ。

○須藤五郎君　地方に支店を非常にたくさんふやして、円貨金を作っていくというやり方と、今とられようとしておるところの債券発行という形と、どちらが利害があるのですか。

○参考人(堀江薫雄君)　お答え申し上げます。これはどちらのほうにも有利な点と不利な点とがあるようにございませぬ。コストだけから申しますと、おそらくは全国的な支店網をこさえて、コストの安い一般預金、特に当座その他を集めることがいいかと思ひますが、そのためには人員がたぶん要ります。また、支店の開設費用も要ります。私どもの銀行では、国内ではできるだけ内地の金融界と協調しながら補完的な立場で活動し、できるだけ海外各地、外貨のほうから日本の産業、貿易のために、あるいは同業のために尽くしたいというのが私どものおもな方針でございませぬので、重点はどうしても外地または海外に置かれるということになり、国内では支店を開くことは一つの考えでございませぬが、人員の点、それから今申しましたような海外に重点を置いておる点から、おのずから制約ができておって、有利と申しまして、必ずしもそれができないというのが実情でございませぬ。

○須藤五郎君　そうすると、国内に支店をたくさん作って預金を集めるというところは、いろいろな点で不利な点があるから、そういう面はほかの銀行の人にやってもらって、そうして今度債券を発行する場合はその銀行に負担をしてもらう、一般にはその債券は募

らない、こういうことで他の銀行との間に話し合いがつかないという点なんですか。

○参考人(堀江薫雄君)　お答え申し上げます。大体おっしゃったとおりの考えで今まで来ておるわけでありませぬ。また、今後でもできるだけそういったことでもいこうと思ひます。

○理事(上林忠次君)　それでは、参考人の方々に申し上げます。本日は御多忙中にもかかわらず御出席いただきまして、本法律案の審査に際し貴重な御意見を拝聴することができましたことを、厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

〔速記をとり〕

○理事(上林忠次君)　速記をつけて。本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十九分散会

昭和三十七年二月二十一日印刷

昭和三十七年二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局